管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和５年２月３日

新潟県人事委員会

委員長　　氏　家　　信　彦

新潟県人事委員会規則第６－1894号

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職員特別勤務手当に関する規則（規則第６－1093号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目（以下「移動号等」という。）に対応する同表の改正後の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目（以下「移動後号等」という。）が存在する場合には当該移動号等を当該移動後号等とし、移動号等に対応する移動後号等が存在しない場合には当該移動号等（以下「削除号等」という。）を削り、移動後号等に対応する移動号等が存在しない場合には当該移動後号等（以下「追加号等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項、号及び号の細目の表示並びに追加項及び追加号等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改　　正　　後	改　　正　　前
（管理職員特別勤務手当の額等） **第２条**　一般職員給与条例第24条の３第３項第１号及び市町村立学校職員給与条例第25条第３項第１号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 管理職手当に関する規則（規則第６―118号）別表第１に掲げる職（委員会が承認する職を含む。以下同じ。）を占める職員のうち、次号に掲げる職員以外の職員　次に掲げる当該職員の占める職に係る管理職手当に関する規則別表第１に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア～オ　（略） (2) 管理職手当に関する規則別表第１に掲げる職を占める職員のうち、定年前再任用短時間勤務職員（法第22条の４第１項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）　次に掲げる当該職員の占める職に係る管理職手当に関する規則別表第１に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア　１種　１万1,000円 イ　２種及び３種　9,000円 ウ　４種及び５種　7,000円 エ　６種　5,000円 オ　７種　3,000円 (3)　（略） (4)　（略） ２　（略）	（管理職員特別勤務手当の額等） **第２条**　一般職員給与条例第24条の３第３項第１号及び市町村立学校職員給与条例第25条第３項第１号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 管理職手当に関する規則（規則第６―118号）別表第１に掲げる職（委員会が承認する職を含む。以下同じ。）を占める職員　次に掲げる当該職員の占める職に係る管理職手当に関する規則別表第１に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア～オ　（略） (2)　（略） (3)　（略） ２　（略）
第３条　一般職員給与条例第24条の３第３項第２	**第３条**　一般職員給与条例第24条の３第３項第２

号及び市町村立学校職員給与条例第25条第３項第２号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 管理職手当に関する規則別表第１に掲げる職を占める職員のうち、次号に掲げる職員以外の職員　次に掲げる当該職員の占める職に係る管理職手当に関する規則別表第１に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア　１種　6,000円 イ　２種及び３種　5,000円 ウ　４種及び５種　4,000円 エ　６種　3,000円 オ　７種　2,000円 (2) 管理職手当に関する規則別表第１に掲げる職を占める職員のうち、定年前再任用短時間勤務職員　次に掲げる当該職員の占める職に係る管理職手当に関する規則別表第１に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア　１種　5,500円 イ　２種及び３種　4,500円 ウ　４種及び５種　3,500円 エ　６種　2,500円 オ　７種　1,500円	号及び市町村立学校職員給与条例第25条第３項第２号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる当該職員の占める管理職手当に関する規則別表第１に掲げる職に係る区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) １種　6,000円 (2) ２種及び３種　5,000円 (3) ４種及び５種　4,000円 (4) ６種　3,000円 (5) ７種　2,000円
２　（略）	２　（略）
附　則 （施行期日） １　この規則は、平成４年４月１日から施行する。 （一般職員給与条例附則第17項又は市町村立学校職員給与条例附則第９項の規定の適用を受ける職員の管理職員特別勤務手当の額） ２　一般職員給与条例附則第17項又は市町村立学校職員給与条例附則第９項の規定の適用を受ける職員に対する第２条第１項及び第３条第１項の規定の適用については、当分の間、第２条第１項第１号及び第３条第１項第１号中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。	附　則 この規則は、平成４年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和５年４月１日から施行する。

（暫定再任用職員に関する経過措置）

２　職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例（令和４年条例第31号）附則第３条第４項に規定する暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員（法第22条の４第１項の規定により採用された職員をいう。）とみなして、改正後の管理職員特別勤務手当に関する規則第２条第１項及び第３条第１項の規定を適用する。